

# 所得税・町県民税の 申告受付が始まります

申告は正しくお早めに！  
受付期間は2月18日(月)から  
3月15日(金)までです

## 所得税の申告

- ◆所得の申告が必要な方
  - 平成30年中の給与の収入金額が2,000万円を超える方
  - 給与を1か所から受け、給与及び退職所得以外の所得金額(収入金額から必要経費を控除した後の金額)の合計額が20万円を超える方
  - 給与を2か所以上から受けている方
  - 事業所得や不動産所得などがあり、平成30年中の各種所得の合計額が所得控除の合計額を超える方
- ◆所得税の還付ができる場合
  - 給与所得者や公的年金等年金所得者で、各種控除(医療費控除や寄付金控除、住宅借入金等特別控除など)を受ける

## 町県民税の申告

- 年の途中で退職などにより、年末調整を受けていない方が  
ことができる
- 平成31年1月1日現在、当町に住所がある方は、平成30年中の所得について申告が必要です
- ◆所得の申告が必要な方
  - 年末調整が済んでいる方で、給与所得以外の所得が20万円以下の方
  - 給与所得者の方で勤務先から「給与支払報告書」が五霞町へ提出されていない方
  - 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の方
  - 町外に住所がある方の扶養になっっている方
  - 遺族年金、障がい年金、失業保険等の非課税所得のみの方又は収入が無くどなたの扶養にもなっていない方
- 農業所得のある方を対象に事前相談会を2月7日(木)から2月9日(土)まで開催します。
- お問い合わせ
  - ・町民税務課 税務G ☎(84)1966 (直通)
  - ・古河税務署 ☎(32)4161 (代表)

## 申告受付日程表

- ◇番号札配布：午前8時～正午、午後1時～午後4時
- ◇相談受付：午前8時30分～正午、午後1時～
- ※正午から午後1時までは、番号札配布及び相談受付は行いませんので、ご注意ください。

会場：役場2階 第2会議室

所得税の申告			町県民税の申告		
月日	曜日	受付対象行政区	月日	曜日	受付対象行政区
2/18	月 (税理士)	元栗橋	3/4	月 (税理士)	元栗橋
2/19	火	川妻	3/5	火	川妻
2/20	水	小手指	3/6	水	小手指
2/21	木	堀之内 新幸谷	3/7	木	堀之内 新幸谷
2/22	金 (税理士)	小福田 山王山	3/8	金 (税理士)	小福田 山王山
2/25	月	大福田 山王	3/11	月	大福田 山王
2/26	火	江川 幸主	3/12	火	江川 幸主
2/27	水	冬木 両新田	3/13	水	冬木 両新田
2/28	木 (税理士)	土与部 原宿台	3/14	木	土与部 原宿台
3/1	金 (税理士)	指定日にできなかった方	3/15	金	指定日にできなかった方

- ◆指定日に申告できなかった方は、必ず期限内に申告を済ませてください。
- ◆□(税理士)とある日には、税理士1名が来庁し、申告受付を行う予定です。

### 【申告にあたってのお願い、注意事項】

- ◇高額な事業収入のある方、また、土地譲渡や上場株式以外の金融取引などの申告は、最寄りの税務署にて申告をお願いします。
- ◇申告内容によっては、税務署での申告をお願いすることがありますので、ご了承ください。
- ◇「収支内訳書」及び「医療費の明細書」は、事前に作成のうえ、申告をお願いします。